

天海訴訟を支援する会

ニュース 2019/5/15 No. 21

〒262-0032 千葉市花見川区幕張町 5-417-222
幕張グリーンハイツ 109 障千連内
TEL・FAX 043-308-6621
<http://amagai65.iinaa.net/>

会費・カンパ等 振込先
〒振替 00260-0-87731
「天海訴訟を支援する会」
通信欄に「会費」「カンパ」等一言を

天海訴訟初 証人尋問が行われます

天海訴訟は大詰めを迎えています。

最後に残された争点は証人尋問です。証人尋問は原告、被告双方の弁護士から行われ、合わせて2時間以上予定されています。これ

までと異なる長時間の口頭弁論になります。見ごたえ、聞きごたえがあるでしょう。

ぜひとも多くの方に傍聴に来ていただきたいです。

1. 第20回口頭弁論

5月28日(火) 午後2時開廷

12時30分から きぼーる 前で宣伝を行います。

2. 証人尋問の順番と時間

(1) 三橋恒夫氏 原告側から15分 被告側から10分 計25分

(2) 入野敏明氏 被告側から10分 原告側から20分 計30分

(当時、花見川区高齢障害支援課障害係長)

(3) 根岸淳一氏 被告側から10分 原告側から30分 計40分

(当時、障害福祉課サービス課長)

(4) 天海正克原告 原告側から15分 被告側から10分 計25分

応援の
傍聴を!



<次回:第20回口頭弁論>

5月28日(火) 14:00 開廷

12:30~ きぼーる 前で街頭宣伝 裁判所まで行進
報告集会は別の日に行う予定です

次は、いよいよ証人尋問！

天海訴訟を支援する会 代表 八田 英之

3月5日、天海訴訟第19回口頭弁論が開かれました。他の行事と重なったり、三橋事務局長が入院したり（近々退院の予定です）、と心配しましたが、40名近い傍聴者が集まりました。

ここで、原告から、20頁にわたる、浅田訴訟広島高裁判決を踏まえて、これまでの原告の主張を総括する書面を提出しました。この高裁判決は、岡山市が最高裁への上告を断念したために確定判決となりました。内容的なポイントは、「障害者自立（総合）支援法7条の自立支援給付の打ち切りは、市町村の裁量処分であり、その裁量に明らかに合理性を欠いたり、裁量権の逸脱・濫用があれば違法である」という点です。そして岡山高裁は、浅田さんへの給付打ち切りに際して「ボランティアの支援を勘案したのは、看過し難い誤り」として浅田さんの請求を認めました（天海さんの場合はボランティアの事をふくめ、何も勘案されていません）。この判決文と井上英夫先生（金沢大学名誉教授）の意見書（本件処分は、国の社会保障向上義務を定めた憲法25条2項違反である、など）が証拠採用されました。

一方、被告側から天海さんの障害者給付を打ち切った時の障害福祉サービス課の課長と主査の原告の質問にこたえる形での陳述書が提出され、証拠採用されました。

面白かったのは、次回の証人尋問をめぐるやり取りです。裁判長は「二人の市職員については、国家賠償請求関連にかぎって尋問してください」と言ったのです。これは打ち切り処分そのものについては、陳述書で判断できるのではということでしょうか、原告の請求を認めないという立場からは、「国賠にかぎって」というのは出てこない発言？

予断は禁物ですが、岡山高裁の判決の論理を無視するわけにもいかないでしょうから、原告勝訴の可能性が出てきたようにも思われます。

今回は5月28日、この日、天海さん・三橋さんと二人の市職員の証人尋問が行われます。十数分で終わったこれまでと違い、3時間ほどの公判になると思われます。多くの皆様のご参加をお願いいたします。



2019/3/5 第19回口頭弁論の千葉地裁へ行進

これまでの原告の主張を総括

第19回口頭弁論

2019年3月5日に行われた第19回口頭弁論では、原告準備書面12(全20頁)が提出されました。

これは浅田訴訟広島高裁判決をふまえて、これまでの原告の主張を総括する書面です。

広島高裁判決の主旨は、

法7条は、自立支援給付と介護保険給付等の二重給付を回避するための規定であって、介護保険給付を利用可能な障害者が、その申請をしない場合に、法7条に基づき、自立支援給付の不支給決定をすることは、羈束処分(裁量の余地のない処分)とはいえず、裁量処分と解するのが相当である。

(理由)

ア 〔自立支援給付＝介護保険給付〕ではなく、それまでの障害が65歳になるや加齢に伴う疾病等による「要介護状態」になるわけでもないから、一律に自立支援給付の不支給決定をするのではなく、「障害によりどのようなサービスが必要なのか」「利用者自己負担が障害によりどの程度負担なのか」等を考慮して、自立支援給付を選択することが相当である場合があること

イ 厚労省通知：介護保険優先を説明し、介護保険の申請を行うよう周知徹底を図るよう求めるにとどめていたこと

ウ 基本合意文書：国が介護保険優先原則の廃止を検討することを約束したこと

エ 実態調査：自立支援給付申請却下の自治体は6.4%(現実に上記アが選択されている)

↓

市町村の裁量については、その判断の基礎となる事実を看過し難い誤りがあり、または、その判断の内容が社会通念に照らして明らかに合理性を欠くこと等により、裁量権の逸脱・濫用が認められるような場合に限って違法となる。

↓

「ボランティアの支援」を勘案したのは看過し難い誤り。費用負担の面からも、「自立支援給付に相当するもの」を受けている

・井上論文を証拠提出

と判断したことは、明らかに合理性を欠く。よって、本件処分は違法である。

被告(千葉市)は、原告にとってのサービスの必要性や、利用者自己負担の発生が原告の生活に及ぼす影響等、原告の具体的な事情を全く考慮しなかったのであり、その誤りは、(ボランティアによる生活支援を考慮した)岡山市の誤り以上に看過し難い。

次に原告側からの証拠として

1 浅田訴訟広島高裁判決

2 井上英夫先生(障害のある人・高齢者の人権・尊厳と自己決定)

人権保障発展の歴史。憲法25条2項によれば、社会福祉等の引き下げ・後退は基本的に許されない。今回の負担増大処分は、努力を尽くしたという説明が不十分であり、憲法25条2項違反である。を提出しました。

「人証についての意見」では、被告側陳述書(根岸)の中で「法7条に則り、介護保険の申請をしない場合は、介護保険、障害福祉、いずれのサービスも受けられないこととなりますが、このことは制度上、やむを得ないものと考えております。」と述べているが、国がこのような見解を示していることはなく、いかなる理由により「制度上やむを得ない」との見解を持つに至ったかを尋問において明らかにする必要がある、と主張しています。

(弁護団作成の資料をもとに構成しました)

次回の証人尋問が注目されます。

若者からも関心高まる

千葉大学生グループと懇談

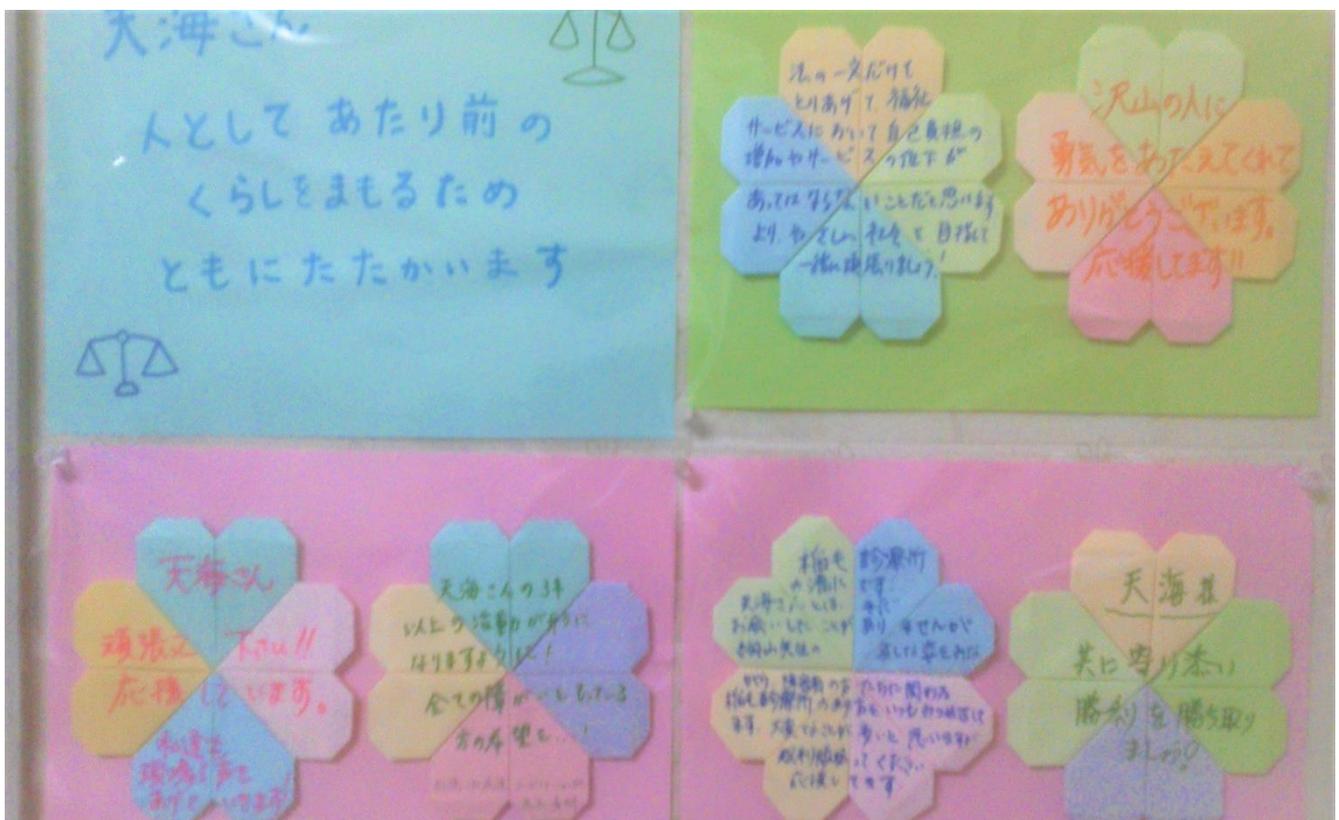
4月27日、千葉大学の学生グループの方が「声を上げる障害者に会いに行こう」という企画の一つとして障千連の事務所を訪れ、天海訴訟について懇談しました。

学生の皆さんは「天海訴訟」という言葉を聞き、もっと詳しく知りたいとの思いからこの懇談が実現しました。天海正克原告と弁護団長の向後弁護士やいつも応援していただいている浅野史子さんなどが対応しました。

天海さんは、障千連結成のころに千葉大生と未就学児の家庭訪問活動をやったことや千葉大の近くに事務所を置き様々な活動をしてきたことなどを話しました。また自らの障害の状態と日々の生活の実態を説明し、ヘルパーによる介護が欠かせないことを話しました。向後弁護士からは、介護保険の申請を拒絶した天海さんに対し、千葉市がすべての介護をはく奪した不法な行政について説明があり、千葉市の責任の重さの解説がありました。

学生グループからは「介護保険と障害者福祉の違い」や「障害者の社会参加とは何か」などについて質問があり、無料から有料になり、障害者の運動などでまた無料になった利用料が、介護保険では毎月1万5千円かかること、介護保険では社会参加ができないこと等が天海さんから説明されました。

天海訴訟について、大勢の学生さんなど若い方々にも知っていただき、訴訟支援の力になってもらうこと、合わせて障害者福祉、社会福祉全般について深く学びきっかけになることを願っています。



3月18日に行われた民医連の社保学校で、外山弁護士の話聞いた方々から寄せ書きのメッセージをいただきました。